



鳥取県公報

令和6年10月4日（金）
号外第74号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則（3）（会計課）・・・2

公 安 委 員 会 規 則

鳥取県特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月4日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年鳥取県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特例施設占有者の指定)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 施行規則第28条第4項の規定による公示は、様式第3号の指定特例施設占有者指定公示書を公安委員会の掲示板に<u>掲示する方法及びインターネットを利用する方法により</u>行うものとする。</p> <p>(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)</p> <p>第3条 施行規則第29条第2項の規定による公示は、様式第4号の指定特例施設占有者変更事項公示書を公安委員会の掲示板に<u>掲示する方法及びインターネットを利用する方法により</u>行うものとする。</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 施行規則第30条第2項の規定による公示は、様式第6号の指定特例施設占有者指定取消公示書を公安委員会の掲示板に<u>掲示する方法及びインターネットを利用する方法により</u>行うものとする。</p>	<p>(特例施設占有者の指定)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 施行規則第28条第4項の規定による公示は、様式第3号の指定特例施設占有者指定公示書を公安委員会の掲示板に<u>掲示して</u>行うものとする。</p> <p>(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)</p> <p>第3条 施行規則第29条第2項の規定による公示は、様式第4号の指定特例施設占有者変更事項公示書を公安委員会の掲示板に<u>掲示して</u>行うものとする。</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 施行規則第30条第2項の規定による公示は、様式第6号の指定特例施設占有者指定取消公示書を公安委員会の掲示板に<u>掲示して</u>行うものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。